

## 埼玉インフラDX特別賞に係る実施要綱

(趣旨)

第1条 県内事業者による優れた建設DXへの取組を表彰することで、当該事業者の意欲を向上させるとともに、表彰式等を通じて受賞事例を広く周知することで、他の県内事業者の取組を促進するため、埼玉DX大賞の一部として、インフラDX特別賞を実施する。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、前条の目的に資する取組を、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人を含む)又は地方公共団体(地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む)が発注し、表彰実施年度の前年度に完成又は完了した埼玉県内で施行したインフラ分野の工事及び委託業務にて実施した事業者に対して行うものとする。

(表彰の種類)

第3条 県は、表彰に対し応募のあった事業者の中から、特に優秀な取組や特徴ある取組を行っている事業者に対して、次の賞を授与する。

(1) インフラDX特別賞 1~2件程度

2 受賞者には賞状及び副賞を贈るものとする。

(審査委員会)

第4条 前条の受賞者を選考するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会での選考は、書類審査とする。

3 審査委員会の運営に必要な事項は別に定める。

(表彰候補者の募集)

第5条 表彰候補者は、建設DXの取組を行う事業者による応募、県発注機関から各部局の事務局に推薦された事業者及び他の団体・事業者による推薦により募集する。

(応募要件)

第6条 表彰候補者の応募要件は、次のとおりとする。

(1) 県内に本店又は主たる営業所を有する中小企業又は個人事業主であること。

特定企業体による取組の場合は、代表構成員に限る。

(2) 工事及び委託業務においてデジタル化の取組により、生産性向上や業務効率化、新製品・新サービスの開発などの成果が確認できること。成果については、その効果を取組前と取組後で可能な限り数値により比較できるものであること。

(3) 他の事業主が取り組む上での参考となり、波及効果が期待できる取組を行っていること。

(表彰式)

第7条 表彰式は、原則として毎年度1回開催するものとする。

(協賛)

第8条 県は、第1条の趣旨に賛同する事業者の協賛を依頼することができる。

2 協賛事業者は、第3条の表彰に当たり、副賞を贈呈するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。